[事案 2020-133] 新契約無効請求

- 令和 3 年 5 月 4 日 和解成立
- ※本事案の申立人は、[事案 2020-132] の申立人と同一であり、[事案 2020-134] [事案 2020-135] の申立人の配偶者である。

<事案の概要>

契約時に家族を同席させなかったことを不服として、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成30年12月に契約した一時払外貨建生存給付金付養老保険について、以下の理由により、契約を無効として既払込保険料を返還してほしい。

- (1)保険料の負担を軽減するため、平成28年11月から12月にかけて保険契約の見直しを行い、その際、自分の三女が募集人に対して、これ以上保険契約の勧誘をしないこと、必要がある時は家族を立ち会わせることを申し入れたが、募集人は、家族の同席なく保険契約を勧誘し、その勧誘は、保険会社の高齢者募集ルールにも違反していた。
- (2)加入時の募集人の説明が不十分であった。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申立人の三女からの申し入れは受けておらず、高齢者募集ルールにも違反していない。
- (2) 募集人は、申立人に対し、保険加入のメリット・デメリットについて、何度も訪問して提案書等を用いて詳細に説明している。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人の主張する事実等の 有無を確認するため、申立人、申立人配偶者、長女、次女および三女ならびに募集人に対して 事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められないものの、以下の理由により、和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1)募集人は、申立人三女からの申し入れと高齢者募集ルールの趣旨を踏まえた募集行為を行ったとまでは認められず、募集行為として不適切であった。
- (2) 申立人から提出された録音記録によると、募集人は申立人に説明をしても理解できない旨を発言しており、申立人が十分に理解できるまでの丁寧な説明が行われていたのか疑問が残る。